

【電力には当たり前の「約束反古・抜け道探し」！】

<2016.2.11 記>

前号『鳴り砂』の「西さん報告」にあったように、昨年12月、九州電力は再稼働させた川内原発で申請書記載の「免震重要棟（緊急時対策所）」建設計画を撤回することを公表（代わりに隣に「耐震支援棟」建設）。今年1.26規制委に提出された申請変更概要で、九電は具体的に次のように述べています<資料1-1：3頁>。

川内原子力発電所の緊急時対策所については、「代替緊急時対策所」及び「緊急時対策所（免震重要棟内）」の設置変更許可（H26.9.10 許可）をいただいたが、早期の緊急時対策所機能の拡充を目的として計画を見直した。

今回の設置変更許可申請（H27.12.17申請）は、既設の耐震構造の「代替緊急時対策所」を正規の「緊急時対策所」とし、「緊急時対策所（免震重要棟内）」の設置を取りやめるものである。

なお、「代替緊急時対策所」の隣に耐震構造の「耐震支援棟」を設置して、両施設を合わせて運用することで早期の緊急時対策所機能の拡充を図る。

これに対し規制委は「申請出し直しを」求めたとのことですが、九電は現在申請中の玄海3・4でも免震棟は建設しない方針とのこと<1.27朝日>。

同様に、1.29に再稼働した関電の高浜3・4でも、緊急時対策所を1・2号機の原子炉補助建屋内に設けることが規制委で了承されていたとのこと<2.4朝日>。

筆者は『鳴り砂No.251 “ミニミニ” 解説6』で、BWR再稼働の“目玉”である「原子炉格納容器圧力逃がし装置」（以下「ベントフィルター」）について、北陸電力・志賀2では設置しない可能性があること<2014.8.27朝日>を“無謀な工夫”としましたが、どうもそれは間違っていたようです。新規制基準「抜け道探し」の“他社に先駆けての成果”だったようです。

一方、東北電力は、『鳴り砂No.254・255』で言及したように、免震重要棟が建設されるまでの間、女川2号機の緊急時対策所を3号機中央制御室に隣接した部屋に設置するとしていますが<規制委2015.2.10資料2-1>、いずれ3号機再稼働をも目論む上ではそれが恒常化することはないと思われませんが、1号機が老朽化で廃炉ということになれば、今度は2・3号機の緊急時対策所を1号機内に設置するという“節約策”を講じる可能性があるのかもしれませんが。また、「電力自由化」を前に？より経済性優先の姿勢を強め（露骨にして）、志賀2に倣って、フィルターベントの設置撤回も“密かに狙っている？”のかもしれませんが。

別稿で指摘した「塑性域に移行した」原子炉建屋の継続使用問題も含め、いろいろと屁理屈をつけて‘従来の安全常識’を覆そうとすることが予想されますが、県検討会ではそのような“安全性の手抜き”を許さないよう、住民目線でしっかりと審議して欲しいと思います。

<了>